

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7 月31日

【計算期間】 第20期中（自 平成28年11月 1 日 至 平成29年 4 月30日）

【ファンド名】 外貨建マネー・マーケット・ファンド
(GAIKADATE MONEY MARKET FUND)

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー兼取締役 井出 講仁
コンダクティング・オフィサー兼取締役 ピエール・グース
(Pierre GOES)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ムンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみから成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2017年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	イギリス	79,897,857.35	13.72
	スウェーデン	44,969,927.78	7.72
	オーストラリア	39,964,945.67	6.86
	フランス	39,956,223.20	6.86
	オランダ	39,929,410.55	6.86
	フィンランド	38,917,040.58	6.68
	日本	34,928,913.18	6.00
	ドイツ	24,956,985.71	4.29
譲渡可能定期預金証書	日本	39,970,008.41	6.86
	ベルギー	39,951,126.50	6.86
	イギリス	39,942,714.84	6.86
小計		463,385,153.77	79.58
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		118,880,213.87	20.42
合計		582,265,367.64 (約64,608百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年5月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.96円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りファンドの基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2017年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2016年６月末日	509,477	56,532	0.01	1
７月末日	614,491	68,184	0.01	1
８月末日	564,315	62,616	0.01	1
９月末日	581,961	64,574	0.01	1
10月末日	582,930	64,682	0.01	1
11月末日	573,865	63,676	0.01	1
12月末日	549,672	60,992	0.01	1
2017年１月末日	551,398	61,183	0.01	1
２月末日	582,834	64,671	0.01	1
３月末日	553,505	61,417	0.01	1
４月末日	554,081	61,481	0.01	1
５月末日	582,265	64,608	0.01	1

【分配の推移】

ファンド証券の１口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2017年５月までの１年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2016年６月29日	0.000184
７月28日	0.000164
８月30日	0.000216
９月29日	0.000227
10月28日	0.000249
11月29日	0.000275
12月29日	0.000276
2017年１月30日	0.000307
２月27日	0.000287
３月30日	0.000341
４月27日	0.000316
５月30日	0.000378

2017年５月末日までの１年間における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2016年６月 - 2017年５月	0.003220

【収益率の推移】

	収益率（注）
2016年6月1日 - 2017年5月31日	0.3220%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2017年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2017年5月31日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2【販売及び買戻しの実績】

2017年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2017年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
76,899,933,017 (76,899,933,017)	67,826,746,482 (67,826,746,482)	58,226,536,764 (58,226,536,764)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）
ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京UFJ銀行の平成29年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.96円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍契約型投資信託
 純資産計算書
 2017年４月30日現在
 （単位：米ドル）

米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2.2	461,174,631	51,171,937
投資有価証券取得原価		460,607,602	51,109,020
現金預金		93,820,809	10,410,357
未収銀行利息		88,623	9,834
前払費用		4,236	470
資産合計		555,088,299	61,592,598
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	72,541	8,049
未払投資運用報酬	5	190,432	21,130
未払専門家報酬		24,917	2,765
未払保管報酬	6	49,714	5,516
未払販売会社報酬	7	366,613	40,679
未払発行税	8	4,310	478
その他の未払金		299,124	33,191
負債合計		1,007,651	111,809
期末現在純資産総額		554,080,648	61,480,789
発行済受益証券		55,408,064,812口	
1口当たり純資産価格		0.01米ドル	1円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

統計情報

	2017年 4 月30日終了期間		2016年10月31日終了年度		2015年10月31日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
米ドル・ポートフォリオ						
期末現在発行済受益証券口数	55,408,064,812	口	58,292,959,285	口	60,384,696,884	口
期末現在純資産総額	554,080,648	61,480,789	582,929,593	64,681,868	603,846,969	67,002,860
期末現在受益証券 1 口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

財務書類に対する注記

2017年4月30日現在

注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（以下「UCITS法」という。）（改正済）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR - 10 - 049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2017年3月31日に効力を発生した直近の総合約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としてAIFM法に従いオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うことおよびUCITSの管理会社として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）のためにUCITS法に従い行為することである。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2017年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、1つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

管理会社の取締役会は、2017年1月31日に、サブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオを2017年2月28日付で償還することを決定した。

サブ・ファンドの清算手取金の支払（8,678,106英ポンド）は、ルクセンブルグみずほ信託銀行により2017年3月2日の受渡決済日に完了している。サブ・ファンドの清算手続は2017年3月17日に完了した。サブ・ファンドの書類および会計帳簿は、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bのルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で5年間保管される。

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 有価証券への投資

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

2.4 共通費の割当

サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3．為替レート

2017年4月30日現在、以下の換算レートが使用されている。

1 日本円 = 0.00902米ドル

注4．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドルを受領する権利を有する）。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0335%である。

注５．投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 2億米ドル以下	年率0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
- 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0865%である。

注６．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 保管報酬	0.0179%
- 監督報酬およびモニタリング報酬	0.0051%

注７．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2017年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.1670%である。

注８．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注９．分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券１口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2017年４月30日に終了した会計期間においては発生していない。

注11．取引費用

2016年11月１日から2017年４月30日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2016年11月１日から2017年４月30日までの期間に発生した取引費用は、15.32米ドルである。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍契約型投資信託
未監査情報

2016年11月1日から2017年4月30日までの報告期間（以下「報告期間」という。）において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているAIFの資産の比率は0%であった。

報告期間中、AIFの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

AIFMDの要件に基づき、JFMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、JFMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（2016会計年度の最終日現在においては7名のスタッフ）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（2016会計年度の最終日現在においては5名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- AIFの投資戦略の低い複雑性

AIFMとしてのJFMLの仕組みにとって適切な方法で規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、JFMLの取締役会とともに、すべての報酬要件（AIFMD：第22(2)(e)条ならびに第22(2)(f)条およびレベル 規則第107(1)条ないし第107(4)条）を作成した。すべてのこれらの情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、AIFMの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

JFMLレベルでの比例配分の適用に関して、以下の認定されたスタッフのための支払手続の要件は、適用されない。

- AIFがその活動を実施する、主としてAIFに関連した商品における変動報酬の支払
- 繰延要件
- 保有期間
- 事後のリスク要因（マルスまたはクロウバックの取決め）の構築

SFTRに関連する開示

報告期間中、以下の範囲内において、証券金融取引および転換の透明性に関して規則（EU）648/2012を修正する2015年11月25日の規則（EU）2015/2365（以下「SFTR」という。）の範囲に該当する取引に参与しているサブ・ファンドはない。

- （ ）トータル・リターン・スワップ取引を行っていない。
- （ ）SFTR第3(11)条に規定する証券金融取引（レポ取引、証券貸借取引もしくは商品貸借取引、バイ・セルバック取引もしくはセル・バイバック取引またはマージン・レンディング取引を含む。）を行っていない。
- （ ）担保付契約に基づき受領したいかなる金融商品の転換も行っていない。

レバレッジ

サブ・ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、A I Fのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてA I F M Dに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。A I F Mは、A I F M規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、サブ・ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって、2017年4月27日（報告期間の最終日現在における最終のNAV算定日）付で算定されたレバレッジ水準は、以下のとおりである。

ファンド名	コミットメント・レバレッジ （対NAV割合％）		グロス・レバレッジ （対NAV割合％）	
	コミットメント・レバレッジ水準	上限	グロス・レバレッジ水準	上限
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	100	125	100	120

報告期間中、レバレッジの限度に変更はなかった。

現在のリスク特性

A I Fの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	市場リスク	信用リスク	取引相手方リスク	流動性リスク	オペレーショナル・リスク	評価リスク
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	極低	中	低	中	低	低

管理会社が当該リスクを管理するために採用しているリスク管理システム

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取り組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが上昇し、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- * 管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- * 適切に人材を配置された常設のリスク管理部門により実行される方針。
- * 定期的に評価および監視される方針。
- * 文化、慣行およびあらゆる組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- ）運用する各AIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスク・エクスポージャーを適切に確認、評価、管理および監視する。
- ）投資家に開示されたAIFのリスク特性が（AIFの目論見書に定義されかつ内部で合意された）規定のリスク制限と整合するよう取り計らう。
- ）規定のリスク制限の遵守について監視し、いずれかの制限を超えるまたは超えそうな場合には関連する投資運用会社に適時に通知する。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するAIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、運用する各AIFに重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、信用リスク、流動性リスク、取引相手方リスクのために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、特に、（ ）一般および例外的な流動性の条件下でAIFの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的に実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ ）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（ ）各AIFについて設定されたリスク特性およびリスク制限、（ ）常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに（ ）その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

重要な変更

報告期間において、重要な変更はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍契約型投資信託
 米ドル・ポートフォリオ
 投資有価証券明細表
 2017年４月30日現在
 （単位：米ドル）

額面	銘柄	通貨	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
40,000,000	MACQUARIE BANK LTD (USD) CP 29/06/17	米ドル	39,884,822	39,922,380	7.21
	オーストラリア合計		39,884,822	39,922,380	7.21
フィンランド					
32,000,000	OP CORPORATE BANK PLC (USD) CP 28/04/17	米ドル	31,912,073	32,000,000	5.78
	フィンランド合計		31,912,073	32,000,000	5.78
フランス					
40,000,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL (USD) CP 06/07/17	米ドル	39,847,407	39,913,697	7.20
	フランス合計		39,847,407	39,913,697	7.20
ドイツ					
25,000,000	ALLIANZ SE (USD) CP 28/07/17	米ドル	24,923,782	24,931,328	4.50
	ドイツ合計		24,923,782	24,931,328	4.50
日本					
35,000,000	CHUGOKU BK LTD (USD) CP 27/07/17	米ドル	34,884,484	34,885,753	6.30
	日本合計		34,884,484	34,885,753	6.30
オランダ					
40,000,000	JT ITL FIN. SERV. (USD) CP 25/07/17	米ドル	39,881,044	39,884,965	7.20
	オランダ合計		39,881,044	39,884,965	7.20
スウェーデン					
45,000,000	SBAB BANK AB (USD) CP 22/06/17	米ドル	44,828,159	44,921,239	8.10
	スウェーデン合計		44,828,159	44,921,239	8.10
イギリス					
45,000,000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (USD) CP 22/05/17	米ドル	44,874,637	44,966,194	8.11
40,000,000	TORONTO-DOMINION BANK (USD) CP 22/06/17	米ドル	39,886,070	39,931,141	7.21
	イギリス合計		84,760,707	84,897,335	15.32
	コマーシャル・ペーパー合計		340,922,478	341,356,697	61.61

額面	銘柄	通貨	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価の対 純資産比率 (%)
譲渡可能定期預金証書					
ベルギー					
40,000,000	KBC BANK NV CD (USD) 09/05/17	米ドル	39,866,403	39,985,870	7.21
	ベルギー合計		39,866,403	39,985,870	7.21
日本					
40,000,000	MITSUBISHI UFJ TRUST & BKNG CORP (USD) CD 27/06/17	米ドル	39,929,635	39,930,789	7.21
	日本合計		39,929,635	39,930,789	7.21
イギリス					
40,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (USD) CD 18/07/17	米ドル	39,889,086	39,901,275	7.20
	イギリス合計		39,889,086	39,901,275	7.20
	譲渡可能定期預金証書合計		119,685,124	119,817,934	21.62
	金融市場商品合計		460,607,602	461,174,631	83.23

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2017年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率%
銀行	64.32
キャピタル・マーケット	7.21
多角的金融サービス	7.20
保険	4.50
	83.23

投資有価証券の地域別分類

2017年4月30日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率%
イギリス	22.52
日本	13.51
スウェーデン	8.10
オーストラリア	7.21
ベルギー	7.21
フランス	7.20
オランダ	7.20
フィンランド	5.78
ドイツ	4.50
	83.23

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億988万円）で、平成29年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,099円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年5月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表 1. に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）第16章および第125 - 2条に従い、管理会社として行為し、投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理および投資対象の運用、ならびにとりわけ2010年法パート 1 に基づくUCIの設立および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託の設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、管理事務、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、平成29年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託12本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、2,110,241,370.69米ドル、890,441,162.35ユーロおよび98,952,103,376円の合計である。

（３）【その他】

英ボンド・ポートフォリオは、平成29年2月28日付で償還された。

上記の他、本書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成29年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2016年12月31日現在

（単位：ユーロ）

		2016年		2015年	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
<u>資産</u>					
<u>流動資産</u>					
債権					
a) 一年以内期限到来	3 , 8	446,925	55,396	1,025,756	127,142
投資資産	4	1,137	141	200	25
現金預金および手許現金		2,258,366	279,924	2,229,345	276,327
合計（資産）		2,706,428	335,462	3,255,301	403,495
<u>資本金、準備金および負債</u>					
資本金および準備金					
発行済資本金	5	2,500,000	309,875	2,500,000	309,875
準備金	5	16,314	2,022	16,314	2,022
前期繰越（損）益	5	(108,627)	(13,464)	182,661	22,641
当期（損）益		10,832	1,343	(291,288)	(36,105)
引当金	6	19,000	2,355	10,471	1,298
債務					
a) 一年以内期限到来	7	268,909	33,331	837,143	103,764
合計（資本金、準備金および負債）		2,706,428	335,462	3,255,301	403,495

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益の状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2016年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	注記	2016年		2015年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上	8	1,458,768	180,814	1,479,547	183,390
スタッフ費用					
a) 賃金およびサラリー	9	(751,186)	(93,110)	(763,422)	(94,626)
b) 社会保障費		(159,906)	(19,820)	(142,707)	(17,689)
その他の営業費用	7	(541,761)	(67,151)	(861,429)	(106,774)
参加持分からの収益					
a) 関連会社による収益		5	1	754	93
その他の未収利息およびその他の類似収益					
a) 関連会社による収益		17,010	2,108	9,459	1,172
流動資産として保有する金融資産および投資資産に関する評価額の調整	4	(63)	(8)	-	-
上記科目に含まれないその他の税金	6	(12,035)	(1,492)	(13,490)	(1,672)
当期（損）益		10,832	1,343	(291,288)	(36,105)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2016年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初ＩＢＪファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと呼ばれ、1994年１月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年５月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

管理会社は、2014年７月１日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「ＡＩＦＭ」という。）として、また2016年４月７日付でＵＣＩＴＳ管理会社として認可されている。

管理会社の目的は、2013年法に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「ＡＩＦ」という。）のＡＩＦＭとして行為することおよび2013年法別表 １．に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 ２．に記載する活動を遂行することができる。また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「ＵＣＩ」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート に基づくＵＣＩの設定および2007年２月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくＡＩＦであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「ＳＩＦ」という。）の設立であるが、これらに限定されない。

更に、管理会社は、一般的に、ＡＩＦ、ＵＣＩおよびＵＣＩＴＳ（以下、総称して「ＡＩＦ等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。また、ＡＩＦ等のために、証券、財産およびより一般的にはＡＩＦ等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、ＡＩＦ等およびＡＩＦ等の受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、ＡＩＦ等の資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと見られる。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するＡＩＦ等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100％を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。ルクセンブルグみずほ信託銀行の登記上の事務所は、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に所在している。同所在地で年次財務書類が入手可能である。当社の最終的な親会社は、日本の法律に基づき設立され、日本の東京に登記上の事務所を有するみずほ信託銀行株式会社である。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、2016年12月31日現在、ルクセンブルグ籍投資信託11本およびアイルランド籍契約型投資信託3本（2015年はルクセンブルグ籍投資信託12本およびアイルランド籍契約型投資信託3本）に対し、ＡＩＦＭとして行為している。

当社は、2016年12月31日現在、ルクセンブルグ籍契約型投資信託1本（2015年は0本）に対し、ＵＣＩＴＳ管理会社として行為している。

注２．重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当社は、ルクセンブルグの法律上および規制上の要件（以下「ルクセンブルグG A A P」という。）に従って、年次財務書類を作成している。貸借対照表、損益計算書および比較用の数値は、I F R Sを導入し、2002年12月19日の法律を改正した2010年12月10日のルクセンブルグ法を遵守したレイアウトに適合されている。

2.2 重要な会計方針

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

債権

債権は、額面価格で計上される。返済に部分的または全体的な調整があった場合、評価額の調整が行われる。かかる評価額の調整を行うに至った事由が存在しなくなった場合、評価額の調整は中止される。

投資資産

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロで記帳しており、年次財務書類を当該通貨で表示している。

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

この結果、未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

注3．債権

当社が業務を提供するファンドの各種目論見書に記載したとおり、当社は、管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

当社は、遂行業務への報酬として、当社が管理する3つの投資ファンドに関し各サブ・ファンドにつき毎年500米ドル、1,000米ドル、15,000米ドルまたは100,000米ドルの固定管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する契約を第三者との間で締結した。

当社が管理するその他の投資ファンドにつき、当該期間中、当該投資ファンドの資産から特定の料率（年率0.015%から年率0.075%まで）において各ポートフォリオまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に月毎、四半期毎または半期毎に計算される管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

注4．投資資産

2016年12月31日現在、当社の投資資産はU C Iの持分により構成されていた。

2016年2月24日、当社は、N L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズ - N L G Iインフラストラクチャー・ファンドE U R Iの持分証券10口を購入した。

当社の年次財務書類の作成日現在、投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドおよびN L G Iリアル・アセット・ファンド・オブ・ファンズは、2016年12月31日現在の純資産価額が入手不可能であるため、2016年9月30日現在の純資産価額に基づき評価されている。

2015年12月31日現在、当社の投資資産はU C Iの持分証券により構成されていた。

当社の年次財務書類の作成日現在、投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドは、2015年12月31日現在の純資産価額が入手不可能であったため、2015年9月30日現在の純資産価額に基づき評価されていた。

注5．資本金および準備金

当社の株主資本の変動の要約は、下記のとおりである。

（単位：ユーロ）

	払込済資本	法定準備金	前期繰越 (損)益	当期(損)益
2015年1月1日現在の残高	2,500,000	16,314	182,661	(291,288)
2016年5月2日開催の株主総会の結果を受けた配分	-	-	(291,288)	291,288
当期(損)益	-	-	-	10,832
2016年12月31日現在の残高	2,500,000	16,314	108,627	10,832

5.1 払込済資本

2015年12月31日および2016年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

5.2 準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

注6．引当金

当該科目には、当期の納税引当金のみが含まれている。

当社は、ルクセンブルグにおけるすべての商事会社に適用される全税金が課されている。

納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない2013年度、2014年度および2015年度について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

2016年12月31日に終了した年度に計上された納税引当金は、12,035ユーロ（2015年度は13,490ユーロ）であった。

注７．その他の営業費用

当該科目には以下のものが含まれている。

（単位：ユーロ）

	2016年	2015年
リスク管理に関する費用	301,549	202,376
ＩＴサービス	(124,214)	149,269
業務関連費用	100,661	133,166
貸出費用	88,778	104,319
付加価値税	50,684	98,014
専門家および監督報酬	54,406	57,519
その他の費用	47,413	47,005
保険	3,993	38,086
旅費	3,224	16,136
監査費用	13,825	14,847
法務費用	1,442	692
	541,761	861,429

2015年12月22日付で、ルクセンブルグみずほ信託銀行（以下「みずほ信託銀行」という。）およびジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「ＪＦＭＬ」という。）は、業務レベル契約を締結したが、ＪＦＭＬがみずほ信託銀行を、人事、総務、法務およびコンプライアンス、内部監査、更には契約書の作成ならびにＪＦＭＬが管理会社および／またはＡＩＦＭとして行為するファンドの目論見書の作成に関する業務の提供を受けるために任命したことによる。

これらの業務に対する報酬として、2016年12月31日現在、ＪＦＭＬは479,711ユーロ（2015年度は759,171ユーロ）の費用および債務を計上した。

2016年、ＩＴサービスには、2015年12月31日に終了した会計年度中に計上された財務情報に係る費用の発生額に対する以下の調整に関し、みずほ信託銀行からの返済額166,671ユーロが含まれていた。

2016年のＩＴ費用は、42,457ユーロであった。

注８．純売上

2016年12月31日および2015年12月31日に終了した年度において、純売上は以下のように分類される。

（単位：ユーロ）

	2016年	2015年
管理報酬	1,120,376	937,237
専門家報酬	530,869	774,591
投資顧問報酬、代行協会員報酬および販売会社報酬	(192,477)	(232,281)
	1,458,768	1,479,547

2015年12月22日付で、みずほ信託銀行およびＪＦＭＬは、業務レベル契約を締結したが、みずほ信託銀行がＪＦＭＬを、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの中央管理業務の提供を受けるために任命したことによる。2016年12月31日現在、ＪＦＭＬ（訳注）はみずほ信託銀行に提供した業務に対する報酬として、総額530,869ユーロ（2015年度は774,591ユーロ）の専門家報酬を受領している。

（訳注）原文では「ＪＭＦ」と記載されているが、正しくは「ＪＦＭＬ」である。

注９．人件費

当期中、当社の雇用者数の平均は、以下のとおりである。

	2016年	2015年
経営陣	2	2
従業員	5	6
	7	8

2016年12月31日現在、当社は２名のコンダクティング・オフィサーおよび５名の従業員を有している。

2015年12月31日現在、当社は２名のコンダクティング・オフィサーおよび６名の従業員を有していた。

2016年12月31日現在および2015年12月31日現在、当社は、管理部門または経営陣のいずれの者にも、融資を提供していない。

2016年12月31日現在および2015年12月31日現在、当社は管理部門または経営陣のために、その他の前払金の拠出、コミットメントおよび保証の締結を行っていない。

注10．後発事象

2016年12月31日以降、年次財務書類に調整または追加の開示が必要となる事象は発生しなかった。

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2016
(expressed in EUR)

<u>ASSETS</u>	Note(s)	2016	2015
<u>Current assets</u>			
Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 8	446,925	1,025,756
Investments	4	1,137	200
Cash at bank and in hand		2,258,366	2,229,345
TOTAL (ASSETS)		2,706,428	3,255,301
<u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>	Note(s)	2016	2015
Capital and reserves			
Subscribed capital	5	2,500,000	2,500,000
Reserves	5	16,314	16,314
Profit or (loss) brought forward	5	(108,627)	182,661
Profit or (loss) for the financial year		10,832	(291,288)
Provisions	6	19,000	10,471
Creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	268,909	837,143
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		2,706,428	3,255,301

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2016
(expressed in EUR)

	Note(s)	2016	2015
Net turnover	8	1,458,768	1,479,547
Staff costs			
a) Wages and salaries	9	(751,186)	(763,422)
b) Social security costs		(159,906)	(142,707)
Other operating expenses	7	(541,761)	(861,429)
Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		5	754
Other interest receivable and other similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		17,010	9,459
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(63)	-
Other taxes not included in the previous captions	6	(12,035)	(13,490)
Profit or (loss) for the financial year		<u>10,832</u>	<u>(291,288)</u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts
As of 31 December 2016

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “ Company ”), initially called IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “ Société Anonyme ” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of 21 May 2001.

The Management Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the “ AIFM ”) on 1 July 2014 and UCITS Management Company on 7 April 2016

The purpose of the Management Company is to act as AIFM in accordance with the 2013 Law for alternative investment funds (“ AIFs ”) and to perform the activities listed in item 1. of the Annex 1 of the 2013 Law. The Management Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Management Company is further to act as management company in accordance with the chapter 15 of the Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “ 2010 Law ”), including without limitation the creation, the promotion, the administration, the management and the marketing of Luxembourg and/or foreign undertakings for collective investment (“ UCIs ”) and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds (“ SIFs ”) set-up under the Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the “ 2007 Law ”) which are AIFs.

The Management Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs, UCIs and of UCITS (together the “ Funds ”). It may on behalf of the Funds enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the Funds, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the Funds and the holders of units of the Funds, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the Funds. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and/or necessary for, the accomplishment of its object and that of the Funds it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, Chapter 15 of the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 100% of the ordinary shares. The register office of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. located at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. The annual accounts are available at the same address. The ultimate parent of the Company is Mizuho Trust & Banking Co., Ltd., a Trust Bank incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo, Japan.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8333, Japan.

The Company acts as AIFM for 11 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds as of 31 December 2016 (2015: 12 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds).

The Company acts as UCITS Management Company for one Luxembourg mutual investment fund as of 31 December 2016 (2015: nil).

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The Company prepares its annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements ("Luxembourg GAAP "). The layout of balance sheet, income statement and comparative figures has been adapted to comply with the Luxembourg Law of 10 December 2010 which introduces IFRS and modifies the law of 19 December 2002.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied by the Company are summarised below:

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. A value adjustment is made when their reimbursement is partly or completely compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Investments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Consequently only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 3 - Debtors

As stated in the various prospectuses of the funds for which the Company provides services, the Company is entitled to receive management fees and/or AIFM fees.

As compensation for the services to be performed, the Company entered into an agreement with third parties under which it is entitled to receive a fixed amount of management fees and/or AIFM fees of USD 500, USD 1,000, USD 15,000 or USD 100,000 per annum and per sub-fund for 3 investment funds governed by the Company.

For the other investments funds governed by the Company, the Company is entitled to receive a management and/or AIFM fees out of the assets of these investment funds at specific rates (from 0.015% to 0.075%) per annum calculated monthly, quarterly or semi-annually based on the average Net Asset Value of each Portfolio or Series Trust during the relevant period.

Note 4 - Investments

As of 31 December 2016, the Company's investments are composed of UCI shares.

On 24 February 2016, the Company purchased 10 units of NLGI Real Asset Fund of Funds - NLGI Infrastructure Fund EUR I.

The underlying Global Property Portfolio Fund and NLGI Real Asset Fund of Funds have been valued based on the Net Asset Value as of 30 September 2016 as the Net Asset Value as at 31 December 2016 is not available at the date of the establishment of the Company annual accounts.

As of 31 December 2015, the Company's investments were composed of UCI shares.

The underlying Global Property Portfolio Fund was valued based on the Net Asset Value as of 30 September 2015 as the Net Asset value as at 31 December 2015 was not available at the date of the establishment of the Company annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 5 - Capital and reserves

The movements of shareholder's equity of the Company may be summarized as follows:

	Subscribed capital	Legal reserve	Profit or (loss) brought forward	Profit or (loss) for the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance as of 1 January 2015	2,500,000	16,314	182,661	(291,288)
Result allocation following the Shareholders' meeting held on 2 May 2016	-	-	(291,288)	291,288
Profit or (loss) for the financial year	-	-	-	10,832
Balance as of 31 December 2016	2,500,000	16,314	108,627	10,832

5.1. Subscribed capital

As at 31 December 2015 and 2016, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

5.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 6 - Provisions

This caption only includes provisions for taxation for the year under review.

The Company is subject to all taxes applicable to all commercial companies in Luxembourg.

The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for 2013, 2014 and 2015 for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances paid by the Company to the tax authorities.

The tax provision recorded for the year ended 31 December 2016 amounts to EUR 12,035 (2015: EUR 13,490).

Note 7 - Other operating expenses

This caption includes:

	2016 EUR	2015 EUR
Risk Management related charges	301,549	202,376
IT services	(124,214)	149,269
Services costs	100,661	133,166
Rent fees	88,778	104,319
VAT	50,684	98,014
Professionals and Supervisory fees	54,406	57,519
Other charges	47,413	47,005
Insurance	3,993	38,086
Travelling costs	3,224	16,136
Audit fees	13,825	14,847
Legal fees	1,442	692
	541,761	861,429

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 7 - Other operating expenses (continued)

On 22 December 2015, Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) and Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (“JFML”) have signed a Service Level agreement whereas JFML appointed the Bank for the provision of human resources, general administration, legal and compliance, internal audit and services related to the documentation of agreements and prospectus for the funds for which JFML acts as Management Company and/or AIFM.

In consideration of these services, JFML has recorded as at 31 December 2016 an expense and a payable of EUR 479,711 (2015: EUR 759,171).

In 2016, IT services include the reimbursement of EUR 166,671 from Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. regarding following adjustments to the financial information costs accruals recorded during the accounting year ended 31 December 2015.

In 2016, IT cost amounts to EUR 42,457.

Note 8 - Net Turnover

For the years ended 31 December 2016 and 2015, the net turnover can be split as follows:

	2016 EUR	2015 EUR
Management fees	1,120,376	937,237
Professional fees	530,869	774,591
Advisory, Agent Company and Distributor fees	(192,477)	(232,281)
	<u>1,458,768</u>	<u>1,479,547</u>

On 22 December 2015, Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) and Japan Fund Management (“JFML”) have signed a Service Level agreement whereas the Bank appointed JFML for the provision of a part of central administration related services of the funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands. As at 31 December 2016, JFML has received professional fees amounting to EUR 530,869 (2015: EUR 774,591) in consideration of the services provided to the Bank.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2016

Note 9 - Staff costs

The average number of persons employed during the year by the Company was:

	2016	2015
Management	2	2
Employees	5	6
	7	8

As at 31 December 2016, the Company has two conducting officers and five employees. As at 31 December 2015 the Company had two conducting officers and six employees.

As of 31 December 2016 and 2015, the Company has not granted any loans to the members of the administrative or managerial bodies.

As of 31 December 2016 and 2015, the Company has not entered into any other advances, commitments or guarantees on behalf of the administrative or managerial bodies.

Note 10 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to 31 December 2016 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts.

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

ガブリエル・リップマン通り、 1 B

ミュンスバッハ L - 5365

株主各位

2016年5月2日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2016年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、年次財務書類の作成および表示についての責任ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および表示を可能にするため、取締役会によって決定されるその内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2016年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
クリストフィー・ハース

ルクセンブルグ、2017年 4 月18日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
1B, rue Gabriel Lippmann
L-5365 Munsbach

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 2 May 2016, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Christoph HAAS

Luxembourg, 18 April 2017

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。